



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年4月28日火曜日 第2060号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	456
指定医療機関の廃止の届出.....	456
指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の廃止の届出.....	456
介護機関の指定.....	457
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	457
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	457
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	458
指定介護機関(居宅介護事業者)の辞退.....	458
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の辞退.....	458
指定介護機関(介護予防事業者)の辞退.....	458
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	459
保安林の指定の解除.....	459
土地改良区役員の就退任の届出(3件).....	459
土地改良区の定款変更の認可.....	460
道路の区域変更(県道三島川之江港線).....	460
道路の供用開始(").....	461

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	461
-------------------------------	-----

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の名称の変更.....	463
------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第607号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成21年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
戒能歯科医院	戒 能 正	新居浜市江口町4-19	平成21年 1月1日

○愛媛県告示第609号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関(指定訪問 看護事業者等)の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	指定訪問看護事業等を行う事業所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社団法人喜多医師会	大洲市徳森字小鳥越2632-3	喜多医師会内山訪問看護ステーション	喜多郡内子町城廻275-1	平成19年5月31日

久万調剤薬局ふれあいロード店	株式会社澤田薬局	上浮穴郡久万高原町久万1281-1	平成21年 4月1日
本宮眼科クリニック	医療法人本宮眼科クリニック	伊予市下吾川908番地1	平成21年 4月1日
岸田メディカルクリニック	医療法人岸田メディカルクリニック	四国中央市妻鳥町字宮ノ西1506番地1	平成21年 4月1日
隻手薬師石川眼科	石 川 明 邦	東温市田窪1495-1	平成21年 4月1日
うつのみや内科	宇 都 宮 慎	上浮穴郡久万高原町久万206番地5	平成21年 4月1日
村上歯科医院	村 上 始	今治市伯方町甲133の1	平成21年 2月11日
さくら薬局にこ丸店	有限会社蝶野	新居浜市徳常町9-18	平成21年 4月1日
新川薬局	新川祐司	大洲市大洲642	平成21年 4月1日
そうごう薬局三島店	総合メディカル株式会社	四国中央市中之庄町284-1	平成21年 4月1日

○愛媛県告示第608号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年4月28日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
本宮眼科クリニック	本 宮 数 浩	伊予市下吾川908番地1	平成21年 3月31日
村上歯科医院	村 上 恵 一	今治市伯方町甲133の1	平成21年 2月10日
大丸薬局	大 野 高 溥	新居浜市新田町二丁目1-54	平成21年 2月28日
新川薬局	新 川 保	大洲市大洲642	平成21年 3月31日

○愛媛県告示第 610 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により介護機関を次のように指定した。

平成21年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

特別養護老人ホームしいのき園	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村 8号467番地	平成21年 4月 1日
特別養護老人ホームあけはま荘	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市明浜町狩浜 2番耕地1177番地	平成21年 4月 1日

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
宇和町特別養護老人ホーム松葉寮	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434-1	平成21年 4月 1日

○愛媛県告示第 611 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成21年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社将歩	新居浜市船木甲3753番地の28	ヘルパーステーション夢求	新居浜市船木甲3753番地の28	平成21年 4月 6日
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地 2	シーサイドきくま	今治市菊間町浜1061番地	平成21年 3月18日
株式会社丸三	宇和島市坂下津甲407番地	通所介護丸三	宇和島市中央町二丁目 3 - 22	平成21年 3月26日
社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地 3	上島町社協弓削通所介護事業所	越智郡上島町弓削上弓削1907番地 1	平成21年 4月 1日
株式会社アクティブ	新居浜市秋生2348番地の44	訪問介護ステーションきらめき	新居浜市秋生2348番地の44	平成21年 4月 1日
株式会社あけぼの	宇和島市和豊東町三丁目 5番 8号	デイサービスセンターあいか	宇和島市高串 2番耕地191番地 1	平成21年 4月 1日
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	明浜デイサービスセンター	西予市明浜町狩浜 2番耕地1177番地	平成21年 4月 1日
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	短期入所生活介護事業所あけはま荘	西予市明浜町狩浜 2番耕地1177番地	平成21年 4月 1日

○愛媛県告示第 612 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成21年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社エスエー	宇和島市柿原甲1187 - 1	訪問介護さち	宇和島市柿原甲1187 - 1	平成21年 3月31日
NPO法人ケア・サポート	今治市吉海町臥間46番地 2	シーサイドきくま	今治市菊間町浜1061番地	平成21年 3月18日
株式会社丸三	宇和島市坂下津甲407番地	通所介護丸三	宇和島市中央町二丁目 3 - 22	平成21年 3月26日

社会福祉法人上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地 3	上島町社協弓削通所介護事業所	越智郡上島町弓削上弓削1907番地 1	平成21年 4月 1日
株式会社アクティブ	新居浜市萩生2348番地の44	訪問介護ステーションきらめき	新居浜市萩生2348番地の44	平成21年 4月 1日
株式会社あけぼの	宇和島市和霊東町三丁目 5番 8号	デイサービスセンターあいか	宇和島市高串 2番耕地191番地 1	平成21年 4月 1日
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	明浜デイサービスセンター	西予市明浜町狩浜 2番耕地1177番地	平成21年 4月 1日
社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	短期入所生活介護事業所あけはま荘	西予市明浜町狩浜 2番耕地1177番地	平成21年 4月 1日

○愛媛県告示第 613 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成21年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社エスエー	（変更後） 宇和島市柿原甲1187 - 1	訪問介護さち	（変更後） 宇和島市柿原甲1187 - 1	平成20年 6月20日
	（変更前） 宇和島市和霊東町三丁目 3番 15号		（変更前） 宇和島市和霊東町三丁目 3番 15号	

○愛媛県告示第 614 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第51条第 1 項の規定により、次のとおり指定介護機関（居宅介護事業者）の辞退があった。

平成21年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	辞退に係る居宅介護事業を行う事業所		辞退年月日
		名称	所在地	
株式会社スマイルライフ	四国中央市下柏町661番地 1	スマイルライフ	四国中央市下柏町661番地 1	平成21年 4月30日

○愛媛県告示第 615 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第51条第 1 項の規定により、次のとおり指定介護機関（居宅介護支援事業者）の辞退があった。

平成21年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	辞退に係る居宅介護支援事業を行う事業所		辞退年月日
		名称	所在地	
株式会社スマイルライフ	四国中央市下柏町661番地 1	居宅介護支援事業所スマイルライフ	四国中央市下柏町661番地 1	平成21年 4月30日

○愛媛県告示第 616 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第51条第 1 項の規定により、次のとおり指定介護機関（介護予防事業者）の辞退があった。

平成21年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	辞退に係る介護予防事業を行う事業所		辞退年月日
		名称	所在地	
株式会社スマイルライフ	四国中央市下柏町661番地 1	スマイルライフ	四国中央市下柏町661番地 1	平成21年 4月30日

○愛媛県告示第 617 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成21年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ダイキ one 新居浜	新居浜市瀬戸町甲4075番地	駐輪場の位置及び収容台数	店舗南西側136台	店舗南西側53台	平成21年12月18日	平成21年4月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 618 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除に係る保安林の所在場所

南宇和郡愛南町柏1075（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 619 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 4月28日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	飯 尾 利 治	新居浜市萩生1394
"	高 橋 博 敏	新居浜市萩生1175
"	森 賀 盾 雄	新居浜市萩生1095 - 1
"	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6
"	森 忠 則	新居浜市萩生1137
"	村 上 晋太郎	新居浜市萩生1347 - 5
"	森 川 伊勢松	新居浜市萩生1430 - 4
"	森 賀 昇	新居浜市萩生1444
"	渡 辺 彰	新居浜市萩生453 - 2
"	武 田 毅	新居浜市萩生551 - 4
"	伊 藤 健 一	新居浜市大生院523
"	加 藤 久 幸	新居浜市萩生471
監 事	森 元 一 夫	新居浜市萩生1369
"	合 田 明 治	新居浜市萩生1371
"	秦 哲 久	新居浜市大生院587

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	飯 尾 利 治	新居浜市萩生1394
"	高 橋 博 敏	新居浜市萩生1175
"	森 賀 盾 雄	新居浜市萩生1095 - 1
"	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6
"	岡 勉	新居浜市萩生1108
"	村 上 晋太郎	新居浜市萩生1347 - 5
"	森 川 伊勢松	新居浜市萩生1430 - 4
"	森 賀 昇	新居浜市萩生1444
"	塩 崎 誠 逸	新居浜市萩生1000
"	武 田 毅	新居浜市萩生551 - 4
"	伊 藤 健 一	新居浜市大生院523
"	秦 哲 久	新居浜市大生院598
監 事	森 元 一 夫	新居浜市萩生1369
"	合 田 明 治	新居浜市萩生1371
"	福 田 健 剛	新居浜市萩生448

○愛媛県告示第 620 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市玉津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 4月28日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	日 野 昌 訓	西条市玉津315
"	星 加 和 俊	西条市玉津331 - 1
"	徳 永 俊一郎	西条市玉津352
"	徳 永 芳 夫	西条市玉津249 - 2
"	越 智 キヨ子	西条市玉津313
"	星 加 祥 男	西条市玉津152
監 事	矢 野 桂 蔵	西条市玉津336
"	矢 野 壹 工	西条市玉津157 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	星 加 金 次	西条市玉津246 - 2
"	越 智 良 和	西条市玉津324 - 2
"	川 上 広士良	西条市玉津404
"	越 智 敦	西条市玉津312
"	星 加 一 二	西条市玉津317
"	日 野 恒 利	西条市玉津311 - 1
監 事	越 智 敏 行	西条市玉津343 - 2
"	矢 野 一 夫	西条市玉津397

○愛媛県告示第 623 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

○愛媛県告示第 621 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、小松町第一土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 4月28日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 隆 市	西条市小松町南川甲157番地第 1
"	堀 江 幸 二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	松 田 榮 一	西条市小松町新屋敷甲255番地
"	桑 原 矢 一	西条市小松町新屋敷甲328番地
"	首 藤 孟 弘	西条市小松町南川甲251番地
"	渡 辺 彰	西条市小松町南川甲84番地 1
"	佐 伯 清 廣	西条市小松町新屋敷甲1814番地 2
"	安 部 寅 雄	西条市氷見乙1968番地 2
"	河 淵 清 孝	西条市小松町新屋敷甲687番地
"	原 章 二	西条市榑木326番地 1
"	曾 我 藤 夫	西条市小松町新屋敷甲2347番地 1
"	藤 原 義 之	西条市小松町新屋敷甲2412番地 1
"	桑 原 拓 司	西条市小松町新屋敷甲2120番地 2
監 事	谷 口 旺	西条市小松町南川甲236番地
"	尾 上 雄 二	西条市小松町新屋敷甲1879番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 隆 市	西条市小松町南川甲157番地第 1
"	堀 江 幸 二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	松 田 榮 一	西条市小松町新屋敷甲255番地
"	桑 原 矢 一	西条市小松町新屋敷甲328番地
"	首 藤 孟 弘	西条市小松町南川甲251番地
"	渡 辺 彰	西条市小松町南川甲84番地 1
"	佐 伯 清 廣	西条市小松町新屋敷甲1814番地 2
"	岡 田 富 長	西条市小松町新屋敷甲2219番地
"	河 淵 清 孝	西条市小松町新屋敷甲687番地
"	原 章 二	西条市榑木326番地 1
"	桑 原 廣 吉	西条市小松町新屋敷甲564番地 1
"	安 部 寅 雄	西条市氷見乙1968番地 2
"	曾 我 藤 夫	西条市小松町新屋敷甲2347番地 1
監 事	谷 口 旺	西条市小松町南川甲263番地
"	尾 上 雄 二	西条市小松町新屋敷甲1879番地 2

○愛媛県告示第 622 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、西条市大町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 4月28日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	三島川之江港線	四国中央市妻鳥町字江ノ西3052番 2 から 同町字亀屋敷98番 7 まで	旧	メートル 25.0	キロメートル 0.215	
			新	25.0~38.0	0.215	

○愛媛県告示第 624 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三島川之江港線	四国中央市妻鳥町字江ノ西3052番 2 から 同町字亀屋敷98番 7 まで	平成21年 4月30日 14 : 00

人事委員会規則

愛媛県人事委員会規則13 - 160

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 4月28日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
機 関	職		機 関	職	
省略			省略		
知事 部局	本庁	部長 局長 技術監 えひめブランド推進統括監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全 対策推進監 医監 高速道路推 進監 技幹 課長 室長 課長 補佐 室長補佐 技術課長補佐 技術室長補佐 所長 構造改 革班長 専門員 —（秘書課及び財政課に属する もの並びに人事係、組織定員 係、能力考査係、給与係及び法 令係が所掌する事務の全部又は 一部を専門事項とするものに限 る。） 秘書 検査班長 船長 調整管理係長 政策・予算係 長 企画調整課企画係長 広域 政策係長 地域政策係長 地域	知事 部局	本庁	部長 局長 技術監 えひめブランド推進統括監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全 対策推進監 医監 高速道路推 進監 技幹 課長 室長 課長 補佐 室長補佐 技術課長補佐 技術室長補佐 所長 構造改 革班長 <u>育樹祭調整班長</u> 専門 員（秘書課及び財政課に属する もの並びに人事係、組織定員 係、能力考査係、給与係及び法 令係が所掌する事務の全部又は 一部を専門事項とするものに限 る。） 秘書 検査班長 船長 調整管理係長 政策・予算係 長 企画調整課企画係長 広域 政策係長 地域政策係長 地域

			<p>振興係長 人事係長 組織定員係長 能力考査係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 _____ 自動車係長 守衛係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び財政課に属するもの、予算及び庁舎管理を担当するもの並びに人事係、給与係、福利健康係、共済・年金係及び法令係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。） 主任（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。） 主事（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。）</p>				<p>振興係長 人事係長 組織定員係長 能力考査係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴係長 庁舎管理係長 自動車係長 守衛係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び財政課に属するもの、予算 _____ を担当するもの並びに人事係、給与係、福利健康係 _____ 及び法令係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。） 主任（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。） 主事（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。）</p>	
	出先機関	省略			出先機関	省略		
		衛生環境研究所	所長 副所長 課長 室長 課長補佐			衛生環境研究所	副所長 _____ 課長 室長 課長補佐	
		省略				省略		
	省略				省略			
教育委員会	事務局	本庁	<p>教育長 副教育長 部長 課長 室長 管理主事 課長補佐 室長補佐 専門員（秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 総務係長 予算係長 企画調整係長 法令指導係長 健康支援係長 厚生事業係長 教職員係長 担当係長（教育総務課に属するものに限る。） 主任（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの並びに法令指導係及び教職員係に属するものに限る。） 主事（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの並びに法令指導係及び教職員係に属するものに限る。）</p>		教育委員会	事務局	本庁	<p>教育長 副教育長 部長 課長 室長 管理主事 課長補佐 室長補佐 専門員（秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 総務係長 予算係長 企画調整係長 法令指導係長 教職員係長 _____ 担当係長（教育総務課に属するものに限る。） 主任（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの並びに法令指導係及び教職員係に属するものに限る。） 主事（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの並びに法令指導係及び教職員係に属するものに限る。）</p>
		省略				省略		

教育 機関	総合教育センター	所長 部長 課長 課長補佐	教育 機関	総合教育センター	所長 部長 総務課長
				えひめ青少年ふれあいセンター	所長 所長補佐
	省略			省略	
				博物館	館長 館長補佐
				生涯学習センター	所長 課長
	省略			省略	
省略			省略		
人事委員会事務局		局長 次長 課長 係長 担当係長	人事委員会事務局		局長 次長 課長 係長
監査事務局		局長 次長 監査主幹	監査事務局		局長 次長 課長
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、愛媛県身体障害者更生指導所及び医療法人嘉仁会松山西病院について、次のとおり名称の変更があった。

平成21年 4月28日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

施設の種別	施設の名称		所在地
障害者支援施設	新	えひめ障害者支援施設道後ゆう	松山市道後今市1番2号
	旧	愛媛県身体障害者更生指導所	
病院	新	医療法人結和会松山西病院	松山市富久町360番地1
	旧	医療法人嘉仁会松山西病院	